

松井証券 約款集

お取引の開始前に約款集をあらかじめ十分にお読みいただき、ご確認ください。

目 次

上場有価証券等書面	1
上場有価証券等書面（米国株）	3
手数料などの諸費用について	5
手数料などの諸費用について（米国株）	11
金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明 ..	12
最良執行方針	13
主市場の選定基準について	14

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく

うえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料などの諸費用について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の売買等にあたっては、外国金融商品市場等における現地手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※2)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に取引量の少ない銘柄は、上記のリスクがより高くなります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に新興市場向けとされる市場では、上記のリスクがより高くなります。

- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合や増資等の場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

外国証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 外国証券は外貨を基準通貨としています。したがって、円から投資した場合には、外国為替相場の変動によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 外国証券は、様々な国の発行者によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の影響を受けることがあります。
- ・ 外国証券は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場環境の変化等により流動性（換金性）が低くなる可能性があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場している外国株式等を除いて、大部分の外国証券は、日本の金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の適用を受けていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場または外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒 102-8516 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119 億円(※ 3)
主な事業	金融商品取引業
設立	1931 年 3 月
連絡先	顧客サポート 0120-953-006 (03-6387-3666)

レバレッジ型、インバース型 ETF および ETN のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN (※ 4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそ

れがあります。

- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、中長期にわたる投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは上記連絡先にお尋ねください。

※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

※ 2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 3 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

※ 4 「上場有価証券等」には、特定の指標(以下、「原指数」といいます。)の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託(以下「ETF」といいます。)および指数連動証券(以下、「ETN」といいます。)が含まれ、ETF および ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+(プラス) 1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、-(マイナス)のもの(マイナス 1 倍以

内のものを含みます)を「インバース型」といいます。

※ 5 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証券で同様の性質を有するものを含みます。

※ 6 「航空法」「電波法」「放送法」「NTT 法(日本電信電話株式会社等に関する法律)」により、外国人等の保有比率が一定割合に制限されている銘柄は、外国人等のお客様の売買に制限はありませんが、制限比率を超えている場合、権利確定日に当社で予約している場合でも、発行会社の株主名簿への記載が拒否されることがあり、その場合は配当等の株主の権利を取得することができませんので、あらかじめご了承ください。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

上場有価証券等書面（米国株）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

2022年4月

この書面には、国外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく

うえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料などの諸費用について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の売買等にあたっては、外国金融商品市場等における現地手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。（※2）
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に取引量の少ない銘柄は、上記のリスクがより高くなります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される

（できる）旨の条件または権利が付されている場合や増資等の場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

外国証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 外国証券は外貨を基準通貨としています。したがって、円から投資した場合には、外国為替相場の変動によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 外国証券は、様々な国の発行者によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の影響を受けることがあります。
- ・ 外国証券は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場環境の変化等により流動性（換金性）が低くなる可能性があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場している外国株式等を除いて、大部分の外国証券は、日本の金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の適用を受けていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒 102-8516 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119 億円(※ 4)
主な事業	金融商品取引業
設立	1931 年 3 月
連絡先	米国株サポート 0120-937-378 (03-6387-3646)

レバレッジ型、インバース型 ETF および ETN のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN (※ 5)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそ

れがあります。

- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、中長期にわたる投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは上記連絡先にお尋ねください。

※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

※ 2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 4 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

※ 5 「上場有価証券等」には、特定の指標(以下、「原指数」といいます。)の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投

資信託(以下「ETF」といいます。)および指数連動証券(以下、「ETN」といいます。)が含まれ、ETF および ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+(プラス) 1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、-(マイナス)のもの(マイナス 1 倍以内のものを含みます)を「インバース型」といいます。

※ 6 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

手数料などの諸費用について

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、当社でお取引いただく際の手数料を記載しています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。本書面に記載のない商品・サービスについては、当該商品・サービスの契約締結前交付書面等をご参照ください。

各種約諾書および取引規程等の定める事由により、お客様の計算による注文を当社が任意で発

注する場合、電話手数料(現物取引・信用取引(制度・無期限)の場合、約定代金×1%(税込1.1%)(最低手数料20円(税込22円))を適用します。ただし、短期信用取引の建玉について当社が任意で発注する場合の手数料は、「ボックスレート」が適用されます。また、一日信用取引の建玉について当社が任意で発注する場合の手数料は、1注文あたり3,250円(税込3,575円)です。

現物取引・信用取引(制度・無期限・短期)

【インターネットでのお取引】

国内の金融商品取引所に上場している有価証券等の金融商品取引所または私設取引システムでの現物取引・信用取引(制度・無期限・短期)は、

1日の約定代金合計により手数料が決定する「ボックスレート」が適用されます。1日の約定代金合計が一定範囲なら、何回取引しても定額料金です。

■ボックスレート

	1日の約定代金合計金額	26歳以上	25歳以下※
		手数料	
手数料	50万円まで	無料	無料
	100万円まで	1,000円(税込1,100円)	
	200万円まで	2,000円(税込2,200円)	
	100万円増えるごとに	1,000円(税込1,100円)加算	
	1億円超	100,000円(税込110,000円)(上限)	

※26歳になる月の最終営業日の取引分まで。
なお、私設取引システムのナイトタイム・セッションのお取引は翌営業日扱いとなる

ため、最終営業日のナイトタイム・セッションのお取引は手数料無料の対象外です。

■立会外クロス取引(ベストマッチ)をご利用いただいた場合

改善成功報酬 改善約定代金×30%(税込33%)

ご注意

※改善成功報酬とは、お客様の現物取引による注文を立会外クロス取引(ベストマッチ)で執行し、東証の最良気配と比べ有利な価格で約定した場合にのみ発生する費用です。
※改善成功報酬は改善約定代金の30%(税込33%)となります。改善約定代金の算出方法は取引ルールをご参照ください。

※立会外クロス取引(ベストマッチ)を利用した取引ができるのは、利用条件を満たすお客様のみとなります。ご利用にあたっては、あらかじめ取引ルール、約款等をご確認ください。
※改善約定代金が得られた場合のみ、ボックスレートによる手数料とは別に発生いたします。
※1円未満は切捨となります。

■無期限信用取引の際、無料となるサービス

・日計り取引時の片道手数料 ・保有期間6か月超の返済手数料

■短期信用取引の際、無料となるサービス

・日計り取引時の片道手数料

【電話でのお取引】

手数料 約定代金×1%(税込1.1%)、最低手数料20円(税込22円)、上限なし

■立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただいた場合

改善成功報酬 改善約定代金× 30%（税込 33%）

ご注意

※立会外クロス取引（ベストマッチ）のご利用により改善約定代金が得られた場合、電話でのお取引にかかる手数料とは別に発生

いたします。その他の注意事項は上記をご参照ください。

信用取引の諸経費

諸経費	制度信用取引	無期限信用取引・短期信用取引
権利処理手数料	—	理論価格× 3%
信用管理費	1 株につき 10 銭（税込 11 銭）（単元株制度の適用を受けない銘柄は 100 円（税込 110 円）） 100 円（税込 110 円）に満たない場合は最低 100 円（税込 110 円）とし上限は 1,000 円（税込 1,100 円）	
名義書換料	建株数× 50 円（税込 55 円）÷ 当該銘柄の 1 単元の株式数（上限：10,000 円（税込 11,000 円）） ただし、ETF・ETN については建株数× 5 円（税込 5.5 円）÷ 当該銘柄の 1 単元の株式数（上限：10,000 円（税込 11,000 円））	

短期信用取引のプレミアム空売りは、貸株料に加えて短期信用プレミアム空売り料がかかります。短期信用プレミアム空売り料は変動し、1 日につき 1 株あたり、短期信用プレミ

ム空売り料決定日の終値（終値がない場合は各銘柄の主市場における直近の約定価格）× 0.2%が上限です。

信用取引配当落調整額

買建玉、制度信用取引売建玉：（配当金－所得税源泉徴収相当額）の受払い
無期限・短期信用取引売建玉：配当金の支払い

ご注意

※一日信用取引、NISA 口座、ジュニア NISA 口座でのお取引、単元未満株の売却、立会外分売は、別の手数料体系となります。

※立会外クロス取引（クロス注文）は、買い方の注文と売り方の注文の合計約定代金に対して「ボックスレート」が適用されます。

※信用取引において、現引・現渡を行うことにより追加で発生する費用はありません。

※取引時間中は、約定代金 50 万円以下（ミニ・ボックス）の場合 1,000 円（税込 1,100 円）、無期限信用取引・短期信用取引の場合日計り取引時の片道手数料等の無料サービスがない状態で計算された手数料金額が余力から拘束されます。大引け後のデータ一括処理以降、手数料が確定し、画面反映されます。

※手数料は、原則として個別のご注文の約定代金に応じて按分して表示します。按分時に小数点以下の端数がでた場合は切捨てし、最も発注時間の遅い注文に含めます。

※信用取引の金利、貸株料、逆日歩は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき

決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利、貸株料（短期信用取引を除く）、逆日歩が適用されます。

※信用取引の金利、貸株料、短期信用プレミアム空売り料は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。逆日歩は、受渡日の前日までの片端入れで計算されます。

※短期信用取引の貸株料、短期信用プレミアム空売り料は約定成立後、返済するまでの間に変動する可能性がありますが、当該信用建玉に対しては、約定時点での貸株料、短期信用プレミアム空売り料が維持されます。ただし、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式分配、株式移転、株式無償割当て、会社分割、種類株付与、新株予約権付与等で信用建玉を継続する場合、効力発生日以降は効力発生日の貸株料、短期信用プレミアム空売り料が適用されます。

一日信用取引

一日信用取引の委託手数料は、次のとおりです。

- ・新規建を行った当日中に建玉の決済（反対売買または現引・現渡）を行った場合、インターネット経由の新規建および反対売買にかかる手数料は無料です。電話経由で反対売買を行った場合は、約定代金×1%（税込1.1%）（最低手数料20円（税込22円））がかかります（なお、電話での新規建はお受けしておりません）。
 - ・新規建を行った当日の大引けまでに建玉の決済が行われなかった場合、お客様の口座において当社の任意で当該建玉を反対売買しますが、その際は、1注文あたり3,250円（税込3,575円）の手数料がかかります。※反対売買の発注方法は当社任意ですが、原則として、同一銘柄・同一区分（買・売）の建玉は、1注文にまとめて発注します。
- 一日信用取引のプレミアム空売りは、貸株料に加えてプレミアム空売り料がかかります。プレミアム空売り料は日々変動し、1日につき1株あたり、前営業日終値（終値がない場合は各銘柄の主市場における直近の約定価格）×1%が上限です。
- 一日信用取引において、権利処理手数料、信用

管理費、名義書換料、配当落調整額が発生した場合の取扱いは、無期限信用取引に準じます。

ご注意

- ※一日信用取引の金利、貸株料、逆日歩は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利、貸株料、逆日歩が適用されます。
- ※一日信用取引の金利、貸株料、プレミアム空売り料は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。
- ※一日信用取引のプレミアム空売り料は約定成立後、返済するまでの間に変動する可能性があります。当該信用建玉に対しては、建日の貸株料、プレミアム空売り料が継続して適用されます。ただし、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式分配、株式移転、株式無償割当て、会社分割、種類株付与、新株予約権付与等で信用建玉を継続する場合、効力発生日以降は効力発生日のプレミアム空売り料が適用されます。

NISA 口座での現物取引

【インターネットでのお取引】

手数料は無料です。

■立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただいた場合

改善成功報酬	改善約定代金×30%（税込33%）
--------	-------------------

ご注意

※立会外クロス取引（ベストマッチ）のご利用により改善約定代金が多得られた場合、発生いたします。その他の注意事項は現物取引

引・信用取引（制度・無期限・短期）に記載の立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただいた場合をご参照ください。

【電話でのお取引】

手数料	約定代金×1%（税込1.1%）、最低手数料20円（税込22円）、上限なし
-----	--------------------------------------

■立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただいた場合

改善成功報酬	改善約定代金×30%（税込33%）
--------	-------------------

ご注意

※立会外クロス取引（ベストマッチ）のご利用により改善約定代金が多得られた場合、電話でのお取引にかかる手数料とは別に発生いたします。その他の注意事項は現物取引・

信用取引（制度・無期限・短期）に記載の立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただいた場合をご参照ください。

ジュニア NISA 口座での現物取引

■ジュニア NISA 口座（非課税）

【インターネットでのお取引】

手数料は無料です。

【電話でのお取引】

手数料	約定代金× 1%（税込 1.1%）、最低手数料 20 円（税込 22 円）、上限なし
-----	--

■課税ジュニア NISA 口座

【インターネットでのお取引】

手数料は「ボックスレート」が適用されます。

ご注意

※課税ジュニア NISA 口座と未成年口座の両方でお取引がある場合、
約定代金は合計せず、それぞれに「ボックスレート」が適用されます。

【電話でのお取引】

手数料	約定代金× 1%（税込 1.1%）、最低手数料 20 円（税込 22 円）、上限なし
-----	--

単元未満株

【インターネットでのお取引】

ボックスレートは適用されません。1 約定ごとに手数料がかかります。
NISA 口座とジュニア NISA 口座では手数料は無料です。

手数料	約定代金× 0.5%（税込 0.55%）、最低手数料なし
-----	------------------------------

【電話でのお取引】

手数料	約定代金× 1%（税込 1.1%）、最低手数料なし
-----	---------------------------

ご注意

※当社はお客様からの単元未満株式にかかる注文について、委託先の証券会社に取次ぎます。委託先の証券会社は、お客様からのご注文に対して、前場の終値または終値を基準に、一定の値を差し引いた価格で約定を付けます。当該価格はその時々の株価を参考に決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
※当社では通常、売却のみ取扱います。買取・

買増請求を受付ける際の手数は、株数にかかわらず、銘柄ごとの 1 回の取次ぎごとに課金され、その上限は 1 件あたり一律 1,000 円（税込 1,100 円）となります。なお、買取・買増請求の際には、銘柄ごとに、発行会社の定める手数料等が別にかかる場合があります。発行会社の定める手数料等については、銘柄ごとに異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

損益通算支援サービス

ボックスレートは適用されません。1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料	約定代金× 2 倍（税込 2.2 倍）、最低手数料 4,500 円（税込 4,950 円）
-----	---

※手数料が売却価額を上回ります。

ご注意

※注文時に手数料相当額のお預り現金が必要です。
※電話でのみお受けします。

新規公開、公募・売出し

手数料は無料です。

ご注意

※売却時には手数料がかかります。

※電話でのお取引はお受けしておりません。

立会外分売

手数料は無料です。

ご注意

※売却時には手数料がかかります。

※電話でのお取引はお受けしておりません。

株価指数先物取引

1 約定ごとに手数料がかかります。

	商品名	通常	一日先物取引
手数料	日経 225 先物	約定 1 枚 200 円 (税込 220 円)	約定 1 枚 150 円 (税込 165 円)
	日経 225mini	約定 1 枚 35 円 (税込 38.5 円)	約定 1 枚 25 円 (税込 27.5 円)
	日経 225 マイクロ先物	約定 1 枚 10 円 (税込 11 円)	約定 1 枚 10 円 (税込 11 円)
	TOPIX 先物	約定 1 枚 300 円 (税込 330 円)	約定 1 枚 250 円 (税込 275 円)
	ミニ TOPIX 先物	約定 1 枚 38 円 (税込 41.8 円)	約定 1 枚 25 円 (税込 27.5 円)
	東証グロス市場250指数先物	約定 1 枚 38 円 (税込 41.8 円)	約定 1 枚 25 円 (税込 27.5 円)
	JPX日経インデックス400先物	約定 1 枚 38 円 (税込 41.8 円)	約定 1 枚 25 円 (税込 27.5 円)
	NY ダウ先物	約定 1 枚 300 円 (税込 330 円)	約定 1 枚 250 円 (税込 275 円)

※自動最終決済も同様の手数料が適用されます。

※電話でのお取引、お客様の計算による注文を当社が任意で発注する場合も同様の手数料が適用されます。

※一日先物取引は電話でのお取引はお受けしておりません。

オプション取引

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料 約定代金 × 0.2% (税込 0.22%)、最低手数料 200 円 (税込 220 円)

※自動権利行使・権利割当は、「約定代金 × 0.2% (税込 0.22%)、最低手数料なし」

※自動権利消滅・権利放棄の手数はかかりません。

※電話でのお取引、お客様の計算による注文を当社が任意で発注する場合も同様の手数料が適用されます。

投資信託・米ドル MMF

手数料等 銘柄ごとに異なります。
詳細は目論見書および目論見書補完書面でご確認ください。

異なった方法で訂正した場合の手数料計算の扱い

インターネットと電話の注文を異なった方法で訂正した時の取扱いは、次のとおりです。

注文方法	訂正前の注文状況	訂正方法	適用される手数料
電話	—	インターネット経由で訂正	電話手数料
インターネット	未約定	電話経由で訂正	電話手数料
	訂正中に約定		電話手数料
	部分約定		インターネット

各種手数料

- ・発行会社への個別株主の申出の取次ぎ等、当社を通じ発行会社に対し各種申出等を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと1回の取次ぎにつき1,000円（税込1,100円）とします。
- ・書面の交付等、各種事務処理に要する手続料として、当社は所定の手続料（基本料・管理料等の手続料以外の名称による場合を含む）

を申し受けることができるものとし、その上限は、1件につき1,000円（税込1,100円）とします（件数の計算基準は、書面および事務処理の内容により異なります）。また、各種事務処理に際し、当社が負担する費用については、その負担額の範囲において、当該手続料とは別にこれを申し受けることができるものとし、ます。

その他

お客様が受渡日を過ぎても当社への債務を履行しない時は、当社は協会または取引所の定める率（年率14.6%（365日日割り計算））

に準じた遅延損害金を申し受けることができるものとし、ます。

以上

手数料などの諸費用について（米国株）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、当社でお取引いただく際の手数料を記載しています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認

ください。本書面に記載のない商品・サービスについては、当該商品・サービスの契約締結前交付書面等をご参照ください。

米国株取引

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料	約定代金 × 0.45%（税込 0.495%）、上限 20 米ドル（税込 22 米ドル）
-----	--

※電話でのお取引はお受けしておりません。

※約定代金が 2.22 米ドル以下の場合、手数料は無料です。

※ NISA 口座でのお取引の場合、手数料は無料です。

米国株信用取引

1 約定ごとに手数料がかかります

手数料	約定代金 × 0.30%（税込 0.33%）、上限 15 米ドル（税込 16.5 米ドル）
-----	---

※電話でのお取引はお受けしておりません。

※約定代金が 3.33 米ドル以下の場合、手数料は無料です

諸経費

信用管理費	無料
名義書換料	

信用取引配当落調整額

買建玉：（配当金－所得税源泉徴収相当額）の受け取り

ご注意

※現引を行うことにより追加で発生する費用はありません。

※手数料は、原則として個別のご注文の約定代金に応じて表示します。小数点以下の端数がでた場合は切捨てます。

※金利は、その時々金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあ

らかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利が適用されます。

※金利は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。

※日計り取引時の金利は無料です。

各種手数料

・書面の交付等、各種事務処理に要する手数料として、当社は所定の手続料（基本料・管理料等の手続料以外の名称による場合を含む）を申し受けることができるものとし、その上限は、1 件につき 1,000 円（税込 1,100 円）としま

す（件数の計算基準は、書面および事務処理の内容により異なります）。また、各種事務処理に際し、当社が負担する費用については、その負担額の範囲において、当該手続料とは別にこれを申し受けることができるものとします。

その他

お客様が受渡日を過ぎても当社への債務を履行しない時は、当社は年率 14.6%の割合に

よる遅延損害金を申し受けることができるものとします。

以上

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

2022 年 4 月

この書面をあらかじめ十分にお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理します。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・株券、出資証券、投資証券等の有価証券（※）や金銭を当社の口座でお預り・管理するための料金は頂戴しません。
- ・ただし、次にあげる法人に該当するお客様は、各情報ベンダー（取引所、QUICK 等）に 1 会員 ID あたり当社が負担している利用料金相当額を負担していただくため、特別課金（年間 30,000 円（税込 33,000 円））の対象となります。
 - 1) 上場会社
 - 2) 資本金が 1 億円超の未上場会社
 - 3) 宗教・学校法人等（株式会社・（特例）有限会社・合資会社・合名会社・合同会社以外の法人）
 - 4) 次の事項を目的とする法人
証券取引、有価証券の売買、金融取引、投資顧問、証券・金融市場情報の 2 次利用
なお、4) に該当する法人のお客様は、利用料金相当額を当社が負担しますので、お客様の利用料金負担はありません。
また、口座開設月から 1 年間は無料となります。その後もネットストック口座で年 1 回以上のお取引がある場合、利用料金負担は発生しません。
- ・株式等の口座間での振替を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと 1 回の振替につき 3,000 円（税込 3,300 円）とします。
ただし、国内の金融商品取引所に上場している有価証券等の次にあげる振替は除きます。
 - 1) 贈与支援サービスを利用した振替
 - 2) 相続による振替
 - 3) 同名義口座間の振替

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

(※)社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含んでいます。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預り・管理し、法令に従って当社の固有財産と分別して管理します。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、ネットストック口座を開設していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。
※取扱商品以外の入庫はご容赦ください。なお、取扱商品でも入庫に応じかねることがあります。

この契約の終了事由

当社の松井証券取引規程に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- ・お客様が当社所定の手続により、利用中止の申出をされた場合
- ・お客様が本規程、その他法令等に違反し、当社が解約を通告した場合

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 164 号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119 億円(※)
主な事業	金融商品取引業
設立	1931 年 3 月
連絡先	顧客サポート 0120-953-006 (03-6387-3666)

※当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。
最新の内容については、当社WEBサイト上でご確認ください。

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針にしたがい執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権証券、ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券）、REIT（不動産投資信託）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」

※新株予約権付社債、フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、当社では原則として取扱いません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

<用語の定義>

- 「PTS（Proprietary Trading System）」とは、金融庁長官による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムをいいます。当社では、ジャパンネクスト証券株式会社が運営するジャパンネクスト PTS に注文の取次を行います。なお、PTS で取引できる銘柄の詳細および取引時間については当社 WEB サイトにてご案内いたします。
- 「ダークプール」とは、金融商品取引業者が投資家同士の売買注文を金融商品取引業者内のシステムでマッチング判定を行って付け合わせ、約定させることができると判定した場合に、金融商品取引所の立会外市場に発注を行い約定させるシステムをいいます。注文価格や数量などの気配情報が開示されず、取引参加者の匿名性が確保されることから、一般にダークプールと呼ばれています。当社では、ダークプールを用いた立会外クロス取引（ベストマッチ）を提供しています。
- 「レイテンシーアービトラージ」とは、注文の執行に要する時間差により生ずる金融商品市場の相場に係る変動、市場間の価格差を利用し、先回りを行い約定することで利益を得る取引戦略をいいます。
- 「ToSTNeT」とは、東京証券取引所の市場のうち立会市場以外の市場（立会外市場）のことをいいます。ToSTNeT 市場で電子取引ネットワークシステムである ToSTNeT（Tokyo Stock Exchange Trading NeTwork System）を通じて行われる取引は立会外取引に分類されます。

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として取り次ぎます。

- (1) 立会外クロス取引（ベストマッチ）の利用条件を満たすお客様の取引については、次の方法によります。
 - a. お客様から取引を執行する金融商品取引所のご指定がない注文を受託した場合、すみやかに当該銘柄が上場している金融商品取引所へ取り次ぎます。この際、執行条件について「最良」以外を選択いただいた注文については、当該条件に基づき、お客様の注文を金融商品取引所に取り次ぎます。なお、金融商品取引所の売買立会時間外に受託した注文は、金融商品取引所における売買立会の再開後に金融商品取引所に取り次ぎます。この場合における、注文の金融商品取引所への取り次ぎは、次の方法により行います。
 - ・上場している金融商品取引所が 1 箇所の場合（単独上場）、当該金融商品取引所へ取り次ぎます。
 - ・複数の金融商品取引所に上場（重複上場）している場合、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所（以下、「主市場」といいます。）へ取り次ぎます。具体的な選定基準は別途「主市場の選定基準について」に定めるとおりです。
 - b. 東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）に上場している銘柄（外国株および外国投信受益証券を除く）の現物取引注文に関し、執行条件を選択せずに発注いただいた注文については、執行条件「最良」の注文として、立会外クロス取引（ベストマッチ）により執行します。
 - c. 取引の執行について、東証以外に発注する銘柄の取引の場合は、執行条件「最良」を選択できないため、上記（1）a の方法によります。PTS をご指定いただいた場合は、執行条件「最良」を選択できないため、右記（3）の方法によります。

【立会外クロス取引（ベストマッチ）】

立会外クロス取引（ベストマッチ）とは、東証の立会内取引市場の最良気配（以下、「最良気配」といいます。）と比較し有利な価格でお客様の注文を約定させることができるか否かの判定（以下、「マッチング判定」といいます。）を行い、有利な価格で約定させることができると判定した場合には、東証が提供する立会外取引である ToSTNeT 取引（以下、「ToSTNeT 取引」といいます。）により約定を成立させ、

有利な価格で約定させることができない場合（最良気配と同値の場合を含む）には、お客様の注文を東証の立会内取引市場に取り次ぐ取引です（マッチング判定を行わずに東証立会内取引市場へ取り次ぐ場合（※）があります）。東証立会内取引市場への取り次ぎ以降も、当該注文につき、最良気配と比較して有利な価格で約定可能かどうかの判定を継続し、約定可能な状況となった場合、東証の立会内取引市場に取り次いでいた注文を取り消したうえで ToSTNeT 取引により約定を成立させます。

※マッチング判定を行わずに東証立会内取引市場へ取り次ぐ場合

- ・東証の売買立会時間外
- ・東証の前場ないし後場のそれぞれの当該銘柄の始値決定までの間
- ・東証の前場ないし後場のそれぞれの売買立会終了前以降
- ・東証の立会内市場において特別気配、連続約定気配が表示されている銘柄の注文である場合
- ・東証において買気配または売気配が存在しない場合
- ・東証において売買停止とされている銘柄の注文である場合

立会外クロス取引（ベストマッチ）ではお客様からの新規注文（訂正注文を含む）を受託した際、システム的な処理を行います。この際に生じる僅かな時間の価格変動により、最も有利な価格による約定とならない可能性があります。また、立会内取引市場に直接取次いだ場合に比して、不利な価格による約定もしくは約定しない可能性があります。また、マッチング判定を行った時刻と約定時刻には僅かながらの時間差が生じるため、約定時刻における東証の最良気配と比べた場合、必ずしも有利な価格による約定とならないことがあります。

【レイテンシーアービトラージについて】

当社が提供している立会外クロス取引（ベストマッチ）はダークプールを用いた取引です。当社のダークプールを用いた取引では、価格や注文の数量などの気配情報は全ての取引参加者から確認できず、また注文の一部の数量がダークプールでマッチング可能と判定した際に ToSTNeT の約定通知を待たずに残りの数量を即座に東証立会内取引市場へ発注するため、当該情報を利用してレイテンシーアービトラージが行われることはありません。

- (2) 立会外クロス取引（ベストマッチ）の利用申込をされていないお客様の取引については、左記（1）a の方法によります。
- (3) PTS による取引については、次の方法によります。

お客様から取引について、PTS での執行をご指定いただいた注文を受託した場合、PTS へ取り次ぎます。PTS の取引時間外に受託した注文は、PTS における取引時間の開始後に PTS に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

近年、立会内取引以外の方法による取引も行われています。質の高い売買執行を維持しつつ、よりお客様に有利な価格と判断される取引を提供するために、立会外クロス取引（ベストマッチ）による執行サービスを提供いたします。立会外クロス取引（ベストマッチ）において執行する場合、東証の立会内取引市場の最良気配と比較し有利な価格でお客様の注文を約定させることができる場合に ToSTNeT 取引による執行を行うため、よりお客様に有利な価格と判断される取引を提供することができるものと考えています。また、取引を受託した時点では、有利な価格でお客様の注文を約定させることができないと判定した場合、お客様の注文を東証の立会内取引市場に取り次ぎいたしますが、東証の立会内取引市場への取り次ぎ以降も最良気配との比較を継続するため、東証の立会内取引市場のみで執行する場合に比し、約定の可能性が高まると考えています。立会外クロス取引（ベストマッチ）を利用されていないお客様の取引および東証以外の市場に上場している銘柄の取引については、立会外クロス取引（ベストマッチ）をご利用いただけないため、多くの投資家の需要が集中しており、取引の流動性並びに、注文の約定可能性および約定に至る早さ等の面で優れている金融商品取引市場における執行がお客様にとって最良と考えられるため、「2. 最良の取引の条件で執行するための方法」（1）a の方法により取扱います。なお、信用取引のダークプールへの取り次ぎは規制されているため、ベストマッチは提供せず、「2. 最良の取引の条件で執行するための方法」（1）a の方法により取扱います。また、取引機会の拡大の観点から、PTS による執行サービスも提供いたします。これにより、金融商品取引所の立会取引時間以外においても取引いただける等、取引の機会が増えるものと考えています。以上が当社における注文執行の方針であり、お客様のご注文はこれに基づき執行いたします。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、「最良の取引の条件で執行するための方法」に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。
 - a. お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所のご希望、取引の時間帯のご希望、立会時間外における立会外取引のご

希望等)があった取引

- 当該ご指示いただいた執行方法(一部銘柄について、執行できない金融商品取引所があります。)

お客様のご指示に沿った執行が最良であると考え、そのように執行いたします。

b. 損益通算支援サービス

- 取引ルールで定める執行方法

損益通算支援サービスの対象となる銘柄の取引については、売買が成立しにくい傾向があり、取引機会確保の面から、お客様にとって最良の取引につながるものと考えています。

c. 単元未満株の取引

- 単元未満株の取引については、金融商品取引所での取引ができず、他の有力な市場も存在しないため、単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法により売買を行います。当該方法が、取引機会確保の面から、お客様にとって最良の取引につながるものと考えています。

d. 取引規程に基づき、当社任意によりお預かりする有価証券の処分を行う場合

- 当社任意の時期、方法により執行いたします。処分対象の銘柄・市場取引状況等の影響を受けるため、当社任意の時期、方法で執行いたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、お客様の注文の執行が速やかに行われることを優先して、お客様により指定された市場等への取次ぎによりその時点で最良の条件で執行するよう努めます。

(3) 有効期間が週末までの注文(以下、「出合注文」といいます。)および有効期間を指定した注文(以下、「期間指定注文」といいます。)は、有効期間の途中で当該銘柄の主市場が変更される場合でも、発注時点の市場で注文を執行します。

※有効期間の途中に、1箇所の金融商品取引所に上場(単独上場)する銘柄が上場廃止すると同時にその他の金融商品取引所に上場する場合は、上場廃止日に、または、福岡証券取引所または札幌証券取引所に上場する銘柄がその他の金融商品取引所に重複上場する場合は、重複上場の前営業日に、出合注文および期間指定注文は失効します。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目し事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

主市場の選定基準について

2019年2月2日改定

既上場銘柄の主市場の選定基準について

1. 東証および名古屋証券取引所(以下、「名証」といいます。)に上場している銘柄については、各金融商品取引所での直近25営業日間における出来高の推移を比較し、最も流動性の高いと認められる市場を主市場とします。
2. 毎年1・4・7・10月の最終営業日に主市場見直しの選定を行い、主市場変更該当銘柄については当該営業日の大引け後に変更します。ただし、主市場以外の金融商品取引所との出来高の差によっては、次回の主市場見直しを行う日より前に、当社の総合的判断により主市場を変更する場合があります。
3. 重複上場をしている銘柄が、主市場において整理銘柄に指定された場合は、他の金融商品取引所を主市場に変更します。
4. 重複上場をしている銘柄が、主市場において監理銘柄(審査中)・管理銘柄(確認中)に指定された場合は、主市場およびその他の金融商品取引所の直近25営業日間における出来高の推移を比較し、最も流動性の高いと認められる市場を主市場とします。

新規上場銘柄の主市場の選定基準について

1. 2以上の金融商品取引所に新規上場する場合、東証、名証の順で主市場を選定します。
2. 1つの金融商品取引所に上場していて、追加で他の金融商品取引所に新規上場する場合、既存の金融商品取引所を主市場として継続します。
3. 福岡証券取引所または札幌証券取引所の上場銘柄が、追加で東証または名証に新規上場する場合、追加で新規上場した金融商品取引所を主市場とします。
4. 新規上場後25営業日を経過していない銘柄については、主市場見直しのための期間を十分にとるため、新規上場後1回目の主市場見直し時には対象とせず、2回目より主市場見直しの対象とします。ただし、主市場以外の金融商品取引所との出来高の差によっては、当社の総合的な判断により主市場を変更する場合があります。

以上

ご不明な点は松井証券顧客サポートまでお問い合わせください。

【電話によるお問い合わせ】 受付時間：平日 8:30 ～ 17:00

 **0120-953-006 / 03-6387-3666**

(音声案内にしたがって、[3] 番をご選択ください)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)